

子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける  
形態の罰の根絶を求める意見書

2015年（平成27年）3月19日

日本弁護士連合会

国際連合子どもの権利委員会（以下「国連子どもの権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の日本における実施状況に関する審査において、1998年、2004年、2010年と3回にわたって、日本政府に対し、家庭等を含む全ての状況において、体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける子どもの取扱いを法律によって明示的に禁止するよう勧告している。また、2008年、2013年の国際連合人権理事会における普遍的・定期的審査、2013年5月の国際連合拷問禁止委員会における審査、さらには、2014年7月の国際連合自由権規約委員会の審査においても、日本政府は繰り返し体罰禁止の明文化の勧告を受けている。体罰の禁止は喫緊の課題である。

当連合会は、子どもに対する体罰等を根絶するために、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

- 1 子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰（以下「体罰等」という。）は、家庭を含めあらゆる環境において、禁止されることを児童虐待防止法及び民法において明文化すべきである。併せて民法の懲戒権規定（民法822条）を削除すべきである。
- 2 文部科学省は、保護者、教育職員等子どもに関わる全ての者に対し、体罰等を禁止する意味や子どもの権利について意識啓発し、体罰等によらない非暴力的な養育方法や教育・指導方法を示し、継続的かつ効果的に、教育し、研修を行うべきである。
- 3 体罰等の被害を受けた子どもやそれを目撃した子ども等に対し、十分な配慮を行い、適切にケアをし、支援する制度を構築すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 体罰等の禁止

#### (1) 体罰等の定義

体罰とは、有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を

引き起こすことを意図した罰である（2006年国連子どもの権利委員会一般的意見8号パラグラフ（以下「一般的意見8号パラグラフ」という。）11）。体罰以外の残虐な又は品位を傷つける形態をとる罰，例えば，子どもをけなし，辱め，侮辱し，身代わりに仕立て上げ，脅迫し，こわがらせ，又は笑いのものにすることを意図した罰（一般的意見8号パラグラフ11）を合わせて，本意見書では，体罰等と定義する。なお，何らかの苦痛，不快感又は屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行われる有形力の行使と，懲罰を目的としない，子どもを保護するために必要な有形力の行使とは全く別であり，後者は体罰には当たらない（一般的意見8号パラグラフ14）。

## (2) 体罰の弊害

体罰は，有形力の行使であるとともに，それ自体が子どもの品位を傷つけるものであり，人格を否定し屈辱を与える行為である。また，子どもの人格を否定するような屈辱的な言辞とともに行われることも多い。友達の眼前で，教育職員に暴力をふるわれたり，辱めを受けたりすること自体が，子どもの誇りを粉々に砕く。身体の痛みだけでなく心の痛みを伴うために，不登校，学校嫌い，学習意欲の減退，性格の変化（陰鬱化，明朗さの喪失，恐怖感から招来する落ち着きの喪失），自尊感情の喪失，主体的に考え行動することができなくなるなどの影響がある。それが極限まで追い詰められると死を選ぶことになる。

暴力を伴わない体罰以外の残虐な又は品位を傷つける屈辱的な取扱いも，子どもの心を傷つけ，場合によっては死の淵まで追い詰めるものであって体罰と同じである。

体罰は，暴力の連鎖を生む。軽度の体罰によっても子どもは無力感を覚える。ヤヌシュ・コルチャックは，「子どもの権利条約」に大きな影響を与えたポーランドの教育者であるが，「無力感を覚えると，力を敬う気持ちが生まれます。おとなだけではなく，年上で力の勝った者なら誰でも，不満感を残虐な方法で表したり，言葉を腕力で補強したり，服従を迫ったり，罰せられることなく子どもを虐待したりするわけです。私たちは弱者への軽蔑への念を生むような手本を示してしまうのです。これは悪い育児であり，悪しき前例を作ってしまう。」との言葉を残しており，体罰が，暴力，無力感，力を敬う気持ち，暴力等の再生産という連鎖を生み出すことを指摘している。

さらに，体罰は，子どもと保護者や教育職員等との信頼関係を根本的に破壊する。重大な後遺症や死亡事故など，取り返しのつかない不幸な結果を招くことも少なくない。そして，「いじめ」の発生，人権を尊重する意識や遵法

意識の低下，力のある者に対して盲従し暴力を肯定する傾向が強まる。さらには，大人の暴力に対する反抗としての「家庭内暴力」，「校内暴力」の増加にもつながる。その上，保護者や教育職員らにおいて，子ども・生徒に人権の尊重，物事の是非，正不正を理解させ，適切な行動へ導く努力を欠く結果，保護者，教育職員らの監護・教育能力が低下したり，学校においては，体罰を肯定する教育職員とこれに反対する教育職員との対立，保護者間の対立に波及したり，教育環境の破壊を招く。

国内外の調査においても，体罰について，例え一時的に子どもを服従させても，攻撃性，非行・反社会的行動，親子関係の質，メンタルヘルス，被虐待者となる可能性等において，望ましくない行動や傾向に影響するとの結果や，0歳から6歳までの体罰を受けた子どもについて，特に言葉や社会性の発達に遅れが生じるとの結果等が報告されている（コロンビア大学 エリザベス・トンプソン・ガーショフ「親による体罰，それによる子どもの行動と傾向：メタ分析と理論的考察」服部祥子・原田正文著「乳幼児の心身発達と環境－大阪レポートと精神医学的視点－」）。

### (3) 学校における体罰等の状況

体罰は，1947年制定の学校教育法11条により明確に禁止されているにもかかわらず，今日に至っても，体罰を行った教育職員が処分を受ける事態が繰り返されている。しかも体罰によって子どもが死亡したり，それを背景にして自殺に至ったりした事例も後を絶たない。

1985年3月には，中津商業高校において，陸上部の女子選手が，陸上部の顧問教諭から，成績不振等を理由に頭部などを殴打されるなどの暴行と侮辱的発言を加えられ，自ら死を選んだ事件が発生していた。また，2012年12月に桜宮高校において，男子バスケットボール部の生徒が，顧問教諭から顔面を平手で殴打されるなどの暴行を受け，自ら生命を絶つという痛ましい事件が発生している。

桜宮高校事件を契機に，全国各地で，部活動の指導者による体罰について報道がなされ，部活動等のスポーツ指導において体罰が日常茶飯事となっていることが明らかにされた。

また，学校における体罰は，部活動の場面に限られるわけではない。1994年9月には，辰野市立揖西小学校で6年生の児童が担任から叱責・殴打され，その直後に自殺した事件が発生した。また，2006年3月には，北九州市立青葉小学校で，5年生の児童が，担任から叱責され体罰を受けた直後に自殺するという事件が起きている。

学校現場において「体罰」を理由として処分を受けた教育職員の数、文部科学省によれば、1995年に300人を超え、2000年に400人を超えてから2006年まで7年連続で400人台であった（2007年は371人）。ところが、桜宮高校事件を契機に、文部科学省が初めて体罰の綿密な全国調査を行ったところ、2012年度に体罰を行った教育職員は6721人、前年度の404人の約1.7倍に上り、被害を受けた児童・生徒は1万4208人、発生学校数は4152校で対象学校数の10.83%に相当し、実に10校に1校の割合で体罰が行われていたことが明らかになった。それまでの統計は、実態を正確に反映していたものではなかったと考えられる（文部科学省「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」）。

なお、学校現場における体罰以外の残虐な又は品位を傷つける形態の罰も、体罰以上に存在することが推測される。

#### (4) 家庭、家庭に代わる児童福祉施設、少年院等あらゆる環境における「体罰等」の状況

子どもに対する体罰等は、家庭・家族においても行われており、ここでも死に至る事例は後を絶たない。児童虐待により子どもが死亡する事件の数は、2003年には24件であったが、2004年48件、2005年51件、2006年52件、以後翌年の3月21日までに集計期間が変わったが、2007年73件、2008年64件、2009年47件、2010年45件、2011年56件を数えており、深刻な状況が継続している（厚生労働省「児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移」）。

なお、児童虐待には保護者に養育能力がないことによるネグレクトのよう  
に体罰とは必ずしも重なり合わない類型も含まれる。

2012年度、全国の児童相談所が児童虐待について相談対応をした件数は66,807件（速報値）で、前年度比111.5%であり、10年前の2002年度の23,738件に対比すると、2.8倍になっている。

施設での体罰の問題も深刻である。千葉県船橋市の児童養護施設において、1995年8月、収容児童に対し金属バットや木刀で殴る、乾燥機に入れる、足を包丁で切る、男児の性器を切りつける、強姦などの虐待行為が長年にわたって日常化していたことが発覚した。2009年8月にも、国立児童自立支援施設きぬ川学院で、職員が指示に従わなかった収容児童に対し、殴る蹴るの暴行を加えた事件が発生している。

施設職員等による入所の子どもに対する虐待の届出・通告受理件数総数は、2011年度193件で、そのうち事実確認の結果、虐待の事実が認められ

た件数は46件であった（厚生労働省「平成23年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」）。

さらに、2009年5月、広島少年院において、複数の法務教官が約50名の在院少年に対し、殴る蹴る、シャワーの水を浴びせかける、小便を申し出た少年をトイレに行かせずに失禁させるなど、多数回に及ぶ暴行等を加えていた事実が発覚した。

このように、子どもに対する体罰等は、学校・教育現場にとどまらず、家庭及び家庭に代わる児童福祉施設等々あらゆる環境で発生している。

#### (5) 体罰の背景にある容認論及び積極的肯定論

広範に繰り返される子どもへの体罰等の背景には、子どもに対するしつけ、指導には、体罰等を伴う暴力的対応が有効で必要であるという考え方がある。

スポーツ指導の場では、「選手を強くするために」、「チームを勝たせるために」などと、体罰等を加えたことを正当化することがある。教育現場における体罰等は、教育現場全体に子どもたちに対しては厳しい指導が必要だとする考え方が根強く残る中で発生しているといつてよい。

家庭において発生する児童虐待も、同じように子どものしつけには多少の有形力の行使が必要だとする考えを背景に、しつけの一環であると称して指導に従わない子どもへの罰として行われることが多い。加害者である親が、「子どもが泣くから黙らせようと思って」、「言うことを聞かないからしつけとしてやった」などと弁解することがしばしば見られる。

前述の広島少年院で少年に暴行等を加えた教官の1人は、「なめられたらおしまいと思い、少年を従わせることがすべてになった。それが勤務評価につながるという間違った価値観ができていった」と述べている。桜宮高校事件発生時には、「体罰容認論」ひいては「積極的肯定論」さえ一部で展開されていたが、これは決して一部の特殊な考え方といい切れない。

しかし、このような考え方を認めると、現場の教育職員や保護者の解釈次第で体罰等はエスカレートしてしまい、歯止めをかけることは困難となる。体罰による子どもの指導は表面的にはそれに子どもが従うことから即効性があるように見えるものの、単にその指導者との関係で暴力を回避する行動をとるだけであって、指導の意味を理解し身に付けるわけではないから、その効果は限定され、かつ持続しない。更に子どもを従わせようとするには体罰等をエスカレートさせることになる。

国連子どもの権利委員会は、家庭・家族又は他のいずれかの環境において子どもに対するある程度の暴力（例えば「合理的な」又は「適度の」懲戒又

は矯正)を認める、いかなる規定も削除することを求めている(一般的意見8号パラグラフ31)。

なお、体罰の否定は、子どもに対する指示・指導等を否定するものでは全くない。子どもの権利条約5条は、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」と定めているのであって、体罰等の禁止は、むしろ親等の子どもへの関わり方(子どもへの指示・指導を含む)の質的な向上を図ろうとするものである。

ところで、文部科学省は、2007年2月5日付けで、いじめ等の「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」を発し、「児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒」でも「その一切が体罰として許されないというものではな」としている。この通知は、限定的に体罰を容認するようにも読めるものであるが、そもそも同通知をもって、学校教育法11条の体罰禁止規定に反する法解釈を提示することはできないのであるから、仮に限定的ではあってもこの通知を根拠にして体罰を正当化することはできない。

また、2009年4月28日の最高裁判所第三小法廷判決は、小学校2年生の男子児童が、面識のない教師に負ぶさったところ振りほどかれたのち、通りかかった6年生の女子らをじゃれつくように蹴り始めたので、教師がこれを制止して注意した後、職員室に向かおうとしたところ、後ろから教師のでん部を2回蹴って逃げたのに対し、教師が立腹して追いかけて胸元の洋服をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ」と叱ったという事例について、悪ふざけをしないように指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことなどを理由に教育職員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、体罰に当たらないと判断した。地方裁判所、高等裁判所の判断を覆した上での判断であるが、小学2年生の児童と教育職員とでは大きな体格差があることや、有形力が行使され心に傷を負った子どもが病院に入院して治療をしなければならなくなっていること、判決自体が「本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても」と述べていることなどからすれば、あくまでも個別事案についての判断であり、この判決をもって最高裁判所が限定的であるにせよ、体罰を容認したのと同じと考えることは

できない。

(6) 立法による体罰等の明示的禁止の必要性

子どもの権利条約37条(a)は、締約国は、「いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない」ことを確保するとし、同19条1項は、「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」とする。

さらに、同16条1項は、「いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」とし、同条2項は、「児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」とする。

そして、同28条2項は、「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」とする。

体罰等は、上記子どもの権利条約により保障されている子どもの権利を侵害する行為であるから、許されるべきではない(国連子どもの権利委員会一般的意見8号及び同13号参照)。

そして、あらゆる形態の子どもへの暴力を防止することを通じて人間の尊厳並びに身体的及び心理的不可侵性に対する子どもの基本的権利を確保及び促進することは、子どもの権利条約に掲げられた全ての子どもの権利を促進する上で不可欠である(一般的意見13号パラグラフ13)。

国内法制において、女性、高齢者、障害者に対して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律によって暴力が許されないことが制度化されているように、子どもについても、人権の享有主体として、人間の尊厳及び身体の不可侵性が尊重され、法律上の平等の保護を受ける権利が保障されなければならない(一般的意見8号パラグラフ2)。

学校現場での体罰が法で禁止されているにもかかわらず根絶しないのは、前述したように、子どもに対するしつけとして一定の体罰等を容認しあるい

は積極的に肯定する広範な社会的風土が日本の中に残っているからである。

このような社会的風土を克服する重要な手段の一つとして体罰等の禁止を法的に制度化することは不可欠である。

#### (7) 明文化の方法

我が国においては、家庭、家庭に代わる児童福祉施設及び刑事施設等における体罰等が法律により明示的に禁じられていない。

よって、児童虐待防止法3条を、「何人も、児童に対し、虐待、体罰及び残虐又は品位を傷つける形態の罰をしてはならない。」と改正すべきである。

これにより、体罰等について、「指導」又は「しつけ」の目的を正当化事由として用いることは許されないことになり、家庭、学校、家庭に代わる児童福祉施設などにおいて、体罰等の事件が明るみに出た場合には、社会的にも法的にも非難されることになる。

また、民法820条の「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し義務を負う」との規定の後に、「ただし、親権を行う者は、監護教育の名の下に、有形力を用い、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した体罰や体罰以外の残虐な又は品位を傷つける形態の罰を加えることはできない。」と加えるべきである。

それとともに、民法(822条)がしつけとして子どもに対する懲戒権行使を認めていることから、懲戒権の名の下における体罰等が許容される可能性を残していることから、当連合会が2009年9月18日付け「児童虐待防止のための親権制度見直しに関する意見書」において提言したように、子どもに暴力的、屈辱的な養育から解放され、暴力的及び屈辱的方法に拠らない養育を受ける権利を保障するためには、民法822条の懲戒権の規定を廃止しなくてはならない。

このような個別法の改正に加え、当連合会は、子どもの権利に基づき、子どもの命と尊厳を保障し、子どもを保護・支援してその豊かな成長発達を保障し、子どもの意見を尊重して社会への参画を促進し、すべての子どもの権利を我が国で完全に実現させることを目指して、「子どもの権利基本法」の制定を目指し、その法案を検討中である(この点については後にも触れる)。同法案において、体罰等の禁止について、「何人も、子どもに対して体罰及び残虐又は品位を傷つける形態の罰をしてはならない」というような趣旨の条項を定めることを考えている。

なお、家庭内の体罰等を明示的に禁止する際には、子どもの生命・身体に対する重大な脅威をもたらす場合を除いて、公権力による家庭への懲罰的・



強権的な方法による介入は極力控えられるべきである。家庭における体罰等の明示的禁止の目的は、子どもの養育環境構造の改善を図ることにあり、そのためには、子どもの養育に関わる者と子どもとの良好な関係の回復あるいは再構築が目指されるべきであり、この目的は親や保護者などに対する懲罰や威迫によっては達成できるものではないからである。支援的かつ教育的な介入を通じ、親等が体罰等を用いないようにすることが目指されるべきである（一般的意見8号パラグラフ40）。

また、子どもが依存的状態に置かれており、かつ家族関係には特有の親密さがあることを踏まえれば、親の訴追や分離等は、親子（家族）関係の崩壊を招いたり、再統合の障害となったりしないよう細心の注意を払って行われるべきである。訴追や分離は、子どもを相当の被害から保護するために必要であり、かつ影響を受ける子どもの最善の利益にかなうという両方の条件が満たされる場合にのみ進められるべきである。そして、その過程においては、影響を受ける子どもの意見がその年齢及び成熟度に従って正當に重視されなければならない（一般的意見8号パラグラフ41）。

## 2 体罰等によらない非暴力的な形態の監護、養育、教育等に関する啓発、教育、研修等を行うこと

体罰等を根絶するためには、単に体罰等を禁止する法律を作れば足りるわけではない。法律で体罰等が禁止されただけでは、体罰等を加えてきた親や教育職員等は、今までなら体罰等を加えてきたに違いない場面に遭遇したとき、困惑するばかりである。暴力の連鎖の中、体罰等を受けて育った指導者は、体罰等によって指導する方法しか知らない。そのため、体罰等によらないしつけの仕方や指導の仕方を教える必要性が高い。

子どもを保護、教育し、愛情を伝えるための非暴力的で前向きな子育て方法は豊富に存在する。これまで培われてきた非暴力的な形態の監護、養育、教育等に関する方法を全ての関係者が使用できるように整理し、また新たな方法の開発も行われなければならない。そして、子どもをとりまく全ての大人がそれらを習得するための啓発が極めて重要である。この点は、体罰等の防止に向け、それを禁止する立法とともに不可欠な柱である。

重要なのは、子どもに対する暴力を根絶するためには、子どもを単に保護の対象として捉えるのではなく、権利の主体として認め尊重するというパラダイムの転換が必要だということである。子どもに権利を保障することは、子どものわがまま放題を許すということを意味しない。子どもの声に耳を傾けつつ、子どもの発達段階に合わせた適切な方法で、必要な指示・指導・支援を行って

いくことである（子どもの権利条約5条）。30年前に体罰等の法的全面禁止を実現し、体罰に替わる非暴力的な子育て方法の啓発を行ったスウェーデンでは、法改正により懸念された、若者における飲酒率、薬物の乱用、自殺等の否定的影響も減少傾向にあり、体罰に頼らない子育てについて目覚ましい進展が見られる。

文部科学省は、体罰及びその他の残虐な又は子どもの品位を傷つける罰の禁止への国際的潮流を認識し、国連子どもの権利委員会の総括所見を踏まえて、懲戒手段として体罰等を用いることの弊害や体罰等を用いない養育・しつけの方法や教育・指導の方法等について意識を啓発し、学習の場の提供やパンフレット作成とその全戸配布などを始めとする活動を積極的に展開すべきである。体罰等に代わる非暴力的な形態の監護、養育、教育、指導、支援の方法については、この問題に関して活動しているNPO、その他の民間団体などと共同・協力関係を作りつつ、保護者、教育職員を始め子どもに関わるその他の専門家に対して、実効的なプログラムにより、効果的、継続的に啓発、教育、研修等を実施するべきである。

### 3 体罰等を受けた子どもたちへの配慮、ケア、支援等の必要性

体罰等の深刻な弊害についてはこれまでに述べてきたとおりである。それゆえ、体罰等を受けた子どもたち及びそれらを目撃した子どもたちに対しては、十分な配慮、ケア、支援等がなされるべきである（子どもの権利条約39条）。

本来、人格を十分に尊重され、適切な監護、養育、あるいは教育、支援、指導を受けるべき保護者や教育職員等から体罰等を受けたことにより、自尊感情の低下、暴力肯定感の助長等、子どもたちは様々な問題を抱えている可能性があり、十分な配慮、ケア、支援等エンパワーメントのための諸施策がなされなければならない。

子どもたちは、保護者や教育職員等を信頼したいという心情と、暴力に対する拒否的な心情との間で、両義的、葛藤的な心理状態に陥っている可能性もあり、周囲の大人は、そうした心情を受け止め、理解し、必要な支援、指導を行う必要がある。

スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの設置もこのような子どもの支援に資するものであり、整備されていくべきである。

### 4 今後の課題

(1) 子どもの権利救済のため、子どもの権利基本法を制定し、独立した監視・救済機関を設置すること等

体罰容認論、体罰肯定論を克服していくためには、例えば、子どもが成熟に

至る過程にあっても、子どもを権利の主体として捉え、個人として尊重するという理念を広く社会に行きわたらせる必要がある。

子どもの権利条約を我が国が批准して20年になるが、残念ながら、社会の中で子どもの権利に関する理解が進んでいるとは到底いえない状況にある。前述したように、体罰を容認するかのような最高裁判決も出ている。

こうした我が国の状況を受けて、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、「児童の権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度の完全なる適合に向け対処するよう」強く勧告している（第3回政府報告書審査総括所見パラグラフ12）。この勧告に応えた子どもの権利に関する包括的法律（子どもの権利基本法）の制定を早急に実現することが、体罰の全面禁止の実現にとっても重要な課題である（同法における体罰禁止規定の在り方については前述したとおりである。）。さらに、子どもの権利条約の第3選択議定書の批准及び国内体制の整備を求める必要がある。

また、子どもに対する暴力が存在する状況を改善するためには、パリ原則に適合した政府から独立した子どもの権利に関する救済機関を設置し、子どもの権利の視点から絶えず政府の政策とその実施状況を監視し、確認・検討し、必要に応じて個別の案件に関する子どもの権利を救済する必要がある。

当連合会は、2014年2月20日、「国内人権機関の創設を求める意見書」を策定し、同意見書においても、子どものいじめ・体罰・虐待問題解決のために、国内人権機関の設置が必要であることを述べたところである。

子どもの場合、人権侵害を受けやすく、また自ら救済を求める声を上げにくいことを考えると、個別のケースにおける子どもの権利侵害について調査調整するとともに、行政に対する政策提言をする権限を持つ、子どもが利用しやすい救済機関（例えば「オンブズパーソン」など）として制度設計されるべきである。また、救済機関の設置は、児童福祉法に基づき虐待を受けた子どもなどを保護する児童相談所や、市町村に置かれている要保護児童対策地域協議会などの既存の制度をよりよく補完し、適正な運用がなされていることを検証できるように制度設計されるべきである。

## (2) 統一的なデータの収集と分析、及び総合調整機関の必要性

3回にわたる国連子どもの権利委員会の総括所見の中で、我が国について、子どもに対するデータの収集と分析が足りないことが指摘されている。児童虐待等は厚生労働省、教育は文部科学省、少年司法は法務省がそれぞれで所管し、データの集積もそれぞれが行っており、横断的統一的な分析が不十分

である。

そのため、子どもに関する施策の統一性や一貫性を図ることが困難であり、対症療法的な施策に陥りがちである。国連子どもの権利委員会は、このような我が国の現状を指して、子どもの権利の分野における政策の効果を評価することを目的とした指標を開発するべきである旨勧告している（第3回政府報告書審査総括所見パラグラフ22）。

子どもに対する体罰等や暴力について、子どもの権利条約の実施を促進し効果的な政策を実現するためには、モニタリングの結果を分析し、そこで得られた指標に基づき、子どもの年齢や性別、地域、国籍等に分けてデータを集積するなどの工夫が必要である。そのための子どもの権利に関する問題を総合調整する政府機関の設置が必要である。

以 上